

基本財産等管理規程

(目的)

第1条 本規程は、定款の規定に基づき、本会議所の基本財産及び特定資産の取得、維持、運用、並びに処分についての必要な事項を定める。

(種類)

第2条 本規程での「基本財産等」とは、基本財産及び特定資産をいう。

(基本財産)

第3条 基本財産は、定款第5条に定める公益目的事業を行うために保有する。

- (1) 基本財産は、総会で基本財産として繰り入れることを議決した財産とする。
- (2) 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、総会において総正会員数の3分の2以上の同意を得て、その全部もしくは一部を処分し、又は担保に供することができる。
- (3) 基本財産の運用益は、定款第5条に定める公益目的事業に使用しなければならない。

(特定資産)

第4条 特定資産は次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 特定費用準備資金
- (2) 特定資産取得・改良資金
- (3) 特定資金
- (4) 事業実施積立金

(特定費用準備資金)

第5条 特定費用準備資金は、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。

- 2 特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を総会に提示し、総会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。
 - (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
 - (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。
- 3 特定費用準備資金は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。
- 4 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 5 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して総会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

(特定資産取得・改良資金)

第6条 特定資産取得・改良資金は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。

- 2 特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、理事長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良の予定時期、資産取得等に必要最低額、その算定根拠を総会に提示し、総会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するものとする。
 - (1) その資金の目的である資産を取得し、改良することが見込まれること。
 - (2) その資金の目的である資産取得等に必要最低額が合理的に算定されていること。
- 3 特定資産取得・改良資金は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。
- 4 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 5 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して総会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

(特定資金)

第7条 特定資金は、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。

2 特定資金は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

3 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

4 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して総会に付議し、その決議を得なければならない。

（事業実施積立金）

第8条 事業実施積立金は、本会議所の一般会計収支決算において剰余金が生じたとき、総会の決議により目的を定めて、事業実施積立金として繰り入れられた財産をいう。

（管理責任者）

第9条 基本財産等の管理責任者は理事長とする。

（基本財産等の管理方式）

第10条 基本財産等のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、もしくは確実な有価証券に換えて保管するものとする。

（基本財産等の運用）

第11条 基本財産等の運用については、前条の管理方式より逸脱しない範囲に於いて総会の決議を得なければならないものとする。

（遊休財産の保有限度額）

第12条 遊休財産の保有限度額は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第16条の規定の通りとする。

（基本財産等の運用益の用途）

第13条 第3条の基本財産の運用益は、定款第5条の公益目的事業の実施に限定する。

2 第4条の特定資産の運用益は、事業費、管理費等に充当する。

（規程の改廃）

第14条 本規程を改廃する場合は、定款第23条第9号の定めに従い総会の承認を得なければならない。

附則

本規程は（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）第106条1項に定める公益法人の設立の登記の日より施行する。

附則（2018年7月18日改正）

（施行期日）

1 本規程の変更は、総会の承認があった日（2018年7月18日）から施行する。